

小規模事業者持続化補助金 第20回公募 事業支援計画書（様式4）発行の流れ

●申請スケジュール・申請の手順

Gビズプライムアカウントの取得

本補助金の申請にはGビズIDプライムアカウントが必要です。
お持ちでない方は、事前に登録手続きが必要です。登録には2～3週間かかる場合があります。

GビズIDの取得



事業計画の策定・申請に必要な資料の用意

公募要領、参考資料、よくある質問をご確認のうえ、具体的な事業計画・資金計画を作成いただき、申請に必要な資料をご準備ください。

電子申請受付開始 2026年11月5日（木）

申請用のシステムにて受付が開始されます。書面での申請はできません。

事業支援計画書（様式4）の発行依頼（締切）

2026年12月4日（金）（原則16：00）まで

神戸商工会議所の担当部署（裏面に記載）に申請資料・事業計画書を提出し、事業支援計画書（様式4）の発行を依頼します。締切（12月4日）までに提出が必要ですので、ご注意ください。

※電子申請システムへの入力内容をPDFまたは印刷してお持ちください。

電子申請システムでの提出（締切）

2026年12月15日（火）17：00 まで

必要書類をすべて揃え、電子申請システムから提出します。

※郵送での申請はできませんのでご注意ください。

採択発表

2027年3月頃 予定

採択発表はあくまで予定であり、変更される可能性があります。
補助金事務局からの発表をお待ちください。

見積書等の提出・交付決定

採択後、必要な見積書等を提出し、補助金事務局による審査を経て交付決定となります。補助対象となる契約・発注は交付決定後に行ってください。

○補助対象期間中（交付決定～**2028年3月31日（金）**）に事業を完了させる必要があります。

○事業の完了とは、契約・発注・納品・支払い・引き落としすべての完了をいいます。

持続化補助金の申請は、商工会議所が発行する 事業支援計画書（様式4）が必要です

* 事業支援計画書（様式4）の発行受付締切は2026年**12月4日（金）**です。*

● 発行に関する注意事項

- ご相談時は事前にお電話にてご予約ください。
- **発行受付締切を過ぎた場合、事業支援計画書（様式4）の発行はできません。**
- 相談・指導には時間を要します。
必要に応じて書類の修正をお願いする場合があります。
- 申請受付締切が近づくと窓口の混雑が予想されます。
早めのご相談をお願いいたします。
- 事業支援計画書（様式4）は**即日発行できません**。申請書類の内容を確認した上で、後日お渡しいたします。
電子申請システムへ申請内容を入力したPDFまたは紙資料を準備してください。
- 事業支援計画書（様式4）発行は**代表者の方からご相談ください**。
代表者の方以外への発行はできかねます。
- 事業計画の検討に際して第三者の支援を受ける場合、会議所担当者へお知らせください。
- 過去持続化補助金に採択された方は、様式第14「小規模事業者持続化補助金に係る事業効果および賃金引上げ等状況報告書」の提出状況をご確認ください。
未提出の場合、申請ができません。

● ご相談窓口

担当部署は事業所の所在地ごとに異なります。
ご相談の際は、主たる事業所が所在する区の担当部署へお電話ください。

中央区、北区、兵庫区

灘区、東灘区

長田区、須磨区
垂水区、西区

中央支部
078-367-3838

東神戸支部
078-843-2121

西神戸支部
078-641-3185

- 必ず事前に、小規模事業者持続化補助金の公募要領の内容をご確認ください。
- 神戸市外で事業を行っている方は、該当地区の商工会議所または商工会へご相談ください。